

つくばみらい市農地集約化促進事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和7年3月25日

つくばみらい市長 小 田 川 浩



つくばみらい市農地集約化促進事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

つくばみらい市農地集約化促進事業補助金交付要綱（平成31年つくばみらい市告示第54号）の一部を次のように改正する。

第2条中「つくばみらい市に所在地又は住所を有する生産組織（3戸以上の農業者で組織する団体及び農業を営む法人等をいう。以下同じ。）、人・農地プランに位置づけられている中心経営体、認定農業者、認定新規就農者（以下「地域担い手」という。）」を「つくばみらい市地域計画の目標地図に位置付けられているもの又は当該年度に位置付けられることが確実であると認められるもののうち、つくばみらい市に所在地又は住所を有する認定農業者又は認定新規就農者（以下「地域担い手」という。）のいずれか」に改める。

第3条中「農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条」を「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第2項」に、「基づいた」を「基づく」に改める。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。